アルバイト開始までの流れ（農業無料職業紹介所を利用する場合）

※りんご課へ連絡後～アルバイト開始まで、約2週間必要です。

アルバイト先の選定

HICS に掲載された求人情報を基に、希望するアルバイト候補先を選定

○庁内メールのグループ「市職員りんご生産アルバイト窓口」に、希望する求人番号を送信してください。
○グループで同じ求人に応募することも可能です。
○知り合いの農家等で兼業をしたい場合等は、ご相談ください。

利害関係の確認

アルバイト候補先との利害関係の確認

○利害関係の基本的な考え方について再度確認し、候補先との間に利害関係がないことを、兼業希望職員が自ら確認します。

面接実施

面接を実施し、仕事の内容や雇用の条件、畑の場所等を確認

○りんご課職員を介して、面接の日時を雇用主と調整します。
○面接は、勤務時間外に原則市役所内で実施します。（企画推進係職員が同席。）
○雇用条件の確認や、勤務シフトの相談等を行います。

兼業許可手続き

「兼業許可申請書」を作成し、許可の手続きを実施

○「兼業許可申請書」に「りんご生産アルバイト兼業許可チェックリスト」を添付し、所属の決裁を得ます。
○所属長は、申請書に記載されている職務内容や職務遂行状況を確認し、兼業の可否を判断します。
○決裁終了後、服務担当課（人事課等）に、申請書とチェックリストを提出します。
○服務担当課（人事課等）の審査後、兼業許可・不許可通知書が発行されます。

アルバイト開始

アルバイト開始

○兼業許可後、雇用主と雇用契約の手続きを実施します。
○従事する時間は、**【原則①勤務時間が割り振られた日において、1日3時間、②週 8 時間、③月 30 時間】を超えない範囲**ですので、遵守してください。
○アルバイト期間中は、所属部署で勤務態度や職務遂行状況等を把握し、場合によっては、服務担当課が許可を取り消すこともあります。
○人事異動があった場合は、改めて許可を得る必要があります。

※無料職業紹介所（HICS 様式集の求人情報）より応募する場合